




景観まちづくりに取り組む





第5章 景観まちづくりの推進

第5章では、第3章で示した景観まちづくりの基本理念と基本方針および、第4章の類型別の景観まちづくり方針を踏まえ、景観まちづくりを推進するにあたり、役割分担や取組の考え方、推進方策などを示します。

5-1 景観まちづくり推進の基本的な考え方

(1) 市民、事業者、行政それぞれの立場に応じた役割

景観まちづくりは、交野に住み、働き、学ぶ市民、市内で事業を営んだり開発事業などを行う事業者、景観づくりの枠組みをつくり公共事業を担う行政が協働で取り組んでいくことが必要です。

交野にふさわしい景観まちづくりを進めていくためには、まちづくりに関わる市民、事業者、行政のそれぞれが、景観まちづくりの基本方針を共有しながら、各自の役割を果たし、協働しながら景観まちづくりを進めていくことが大切です。

1) 市民の役割

- 市民は、自らが住まい、あるいは事業を営む建築物のひとつひとつが、景観の要素となっていることを認識し、その維持・管理を積極的に行い良好な状態を保つよう努めましょう。
- 「自らが担い手」となって、身近な場所から景観まちづくりに取り組むなど、できることから楽しく一歩を踏み出しましょう。

2) 事業者の役割

- 事業者は、事業所周辺の清掃や緑化などの取組が、その周辺の景観を豊かなものにし、地域の景観づくりに貢献するだけでなく、企業イメージを高めることにもつながることを認識しましょう。
- 事業活動等の実施にあたっては、地域の景観がより良いものとなるよう、先導していく気持ちで取り組みましょう。

3) 行政の役割

- 市は、景観行政団体として、景観に関わる施策の枠組みをつくり、関係機関との調整を図りながら、総合的な景観施策の推進に努めます。また、市民・事業者への啓発・情報発信を進めることにより意識の向上を図るとともに、景観形成の主体となる市民や事業者などによる景観活動を支援するなど、協働による景観形成を推進します。
- 公共施設の整備にあたっては、景観上の役割を認識した上で、市域の景観まちづくりの先導的役割となるよう積極的に取り組んでいきます。

(2) 景観まちづくり推進に向けた3つの取組レベルの設定

私たちがまちとの関わりを意識しながら暮らし、身近な景観をよくしていくことから始め、取組を広げ、まちへの愛着と誇りを育てていくことが、景観まちづくりにつながります。

こうした景観まちづくりを広げていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働で取組を進めることが必要です。

「全市域レベル」「地区レベル」「個別敷地レベル」の取組レベルを考え、それぞれのレベルに応じた景観まちづくりを推進していきます。

1) 全市域レベル「全市における景観まちづくり」

- 市民は、景観まちづくりの主役です。市域の景観を守り、育み、次代に引き継いでいくためには、一人ひとりが意識を高め、景観まちづくりの取組を継続的に進めていくことが大切です。
- 市は、交野の景観を守り、育むために市民・事業者の意識啓発を図るとともに、景観資源の保全・活用や大規模な建築物等を対象とした届出制度の実施などにより、全市域における景観意識の底上げを図ります。

2) 地区レベル「地区で重点的に行う景観まちづくり」

- 市民は、自らが住むまちなどにおいて、良好な景観を守り、またより良くしていくために、地区の居住者や地権者の理解を得た上で自ら景観に関するルールを定めることができます。こうした取組では、住民自らが景観まちづくりに関わる課題を認識し、地域らしさや目指すべきまちなみなどを共有しながら進めていくことが大切です。
- 市は、交野の景観を特徴づける歴史・文化的景観を有する集落や、まちの顔となる地区において景観まちづくりを進展させていくため、重点的に景観形成を進める必要がある地区を定め、地区の特性に応じた積極的な景観形成を図ります。

3) 個別敷地レベル「できるところから始める景観まちづくり」

- 市民や事業者は、「自らが担い手」となって、日々の暮らしや活動を通じて、良好な景観まちづくりに関わっていくという意識を持つことが大切です。身近な通りやまちかどへの緑化や美化などの他、地域に古くからある建物や樹木などを大切に守っていくなど、身近にできるところから始めましょう。
- 市は、こうした取組に対する支援を行います。

5-2 市民、事業者による景観まちづくりのすすめ

個々の住宅や店舗などの敷地は、まちの景観を構成する最も小さな単位です。まちの景観をより良いものにする第一歩は、これらの建物や敷地を魅力的にすることです。

一軒の建物や敷地から、数件の建物につながり、これらが通りや街区に広がっていけば、まちの景観も変わっていきます。「個人（自分）」でできることを「仲間」に広げ、さらには「地域や集落」に繋げていくことが、交野の景観まちづくりの重要なテーマです。

(1) 自分たちでできること

《建物・敷地でできる演出を考えてみましょう》

○自分の建物や敷地でできることを考えよう

- ・道路から見える建物や敷地外周の敷ぎわ空間は、まちなみをつなぐ重要な空間です。見る、見られる関係を意識して、家の軒先や敷地の道路に面した空間を使って、できることから始めてみましょう。

《やってみよう、こんな取組》

- ・軒先や敷ぎわの敷地を使って植栽や花壇を配置したり、季節に応じて植栽を換えてみましょう。
- ・ご近所と協力してオープンガーデンに取り組みましょう。
- ・敷地内や敷地周辺の整理整頓や清掃に取り組みましょう。



軒先を緑で飾るイメージ

○自分の店舗の軒先でできることを考えよう

- ・店舗の軒先は、商品を飾り、来店者をおもてなしする空間です。それと同時に、店舗と隣接するまちなみをつなぐ重要な空間です。店舗の軒先や敷地の道路に面した空間を使い、おもてなしする気持ちで、できることから始めてみましょう。

《やってみよう、こんな取組》

- ・季節感を表す商品陳列やおもてなしの演出に取り組みましょう。
- ・優れたデザインの広告物の配置や店舗の軒下空間の整理整頓、清掃に取り組みましょう。



軒先の花飾りイメージ

(2) 仲間でできること

《公共の施設や身近な場所でできることを考えてみましょう》

○近所の公園や緑地などを活用することを考えよう

- 住まいの近くやまちなかには、市民が利用できる公園や緑地などが整備されています。それらの使い方などを地域の人たちと一緒に考えて、だれもが楽しく、安心して利用できるものとし、身近な空間を活用した誰もが参加できる楽しい活動に取り組んでみませんか。

《やってみよう、こんな取組》

- 自分たちのまちにある公園や緑地について、使い方や活用のしかたなど、地域の人たちで話し合ってみましょう。
- 公園や緑地を気持ちよく利用するために、地域の人たちで協力して、花や緑の飾りや、清掃活動などを企画して、実際に取り組んでみましょう。



身近な場所への花飾りイメージ

○商業地の共用施設を維持・管理する

- 商店街などの商業地には、共同で維持管理する街路灯やサインなどの看板等の共用施設があります。こうした施設の維持管理が行き届いていると、訪れる人も快適に買い物できるなど、気持ちよく利用できます。

《やってみよう、こんな取組》

- 各店舗が協力して、街路灯やサインなどの維持管理に取り組みましょう。
- 商店街や商業地を気持ちよく利用するために、各店舗や事業者が協力して、花や緑の飾りや、清掃活動など、共用空間を気持ちよく利用できる演出を企画して、実際に取り組んでみましょう。



軒下のにぎわいづくりイメージ

(3) 地域（地区）でできること

《地域で取り組むまちなみづくりを考えてみましょう》

○まちなみづくりのルールを考えよう

- 地域の住宅地や商業地など、望ましいまちの将来像などを話し合い、その地域独自でまちなみづくりのルールを定め、お互いがルールを守っていくことで、より良い景観まちづくりにつながります。
- 自分たちのまちを、「近い将来こんなまちにしたい」といった、まちの将来を話し合いながら、まちなみを良くする具体的な取組や「まちなみづくりのルール」などについて話し合ってみてはどうでしょうか。

《やってみよう、こんな取組》

- 自分たちの住むまちや商業地をもっとよく知るために、まち歩き（タウンウォッチング）を実施して、自分たちのまちの姿を再確認しましょう。
- すでにルールを定めて景観まちづくりを行っている先進地などについて学びましょう。
- 望ましいまちの姿をつくるためのルールについて話し合みましょう。



まち歩きのイメージ

【市民・事業者が主体となって進める景観まちづくりに活用できる支援制度】

- 景観まちづくりにこれから取り組もうとする地域や団体に対して、専門的なアドバイス等ができる景観まちづくり専門家派遣制度を用意しています。
- 地域住民自らがまちなみを守り、育むためのルールを担保する仕組みとして、景観まちづくり協定制制度や景観協定制制度、地区計画制度があります。

5-3 行政が進める景観まちづくり施策の枠組み

市民、事業者、行政がそれぞれの立場において役割を発揮しながら、協働のもとで景観まちづくりを推進するために、行政が取り組む施策を示します。

景観まちづくりでは、市民一人ひとりが「景観」に対する意識を高めることが重要です。意識が高まれば、自ずと景観まちづくりの取組につながります。このため、市民、事業者、行政職員の意識「啓発」に取り組めます。また、こうした取組と連携して、さらなる積極的取組が生み出されるように、景観まちづくりの取組を促進するための「誘導」の仕組みを導入します。そして、これら景観まちづくりの基盤というべき市域全体の景観を対象として、守るべき最低限の景観を担保する「規制」を定めます。

(1) 施策の枠組み

1) 景観への意識を高める「啓発」

- 市民や事業者、子どもから大人まで、景観に対する興味を持ってもらい、景観まちづくりへの意欲を高めてもらうことができるように、本市の良好な景観資源に係わる情報を広く発信するとともに、景観の良さを学び、共有できる取組を進めます。

○景観まちづくりへの理解を高める

- 市民や事業者が自ら取り組んだ景観まちづくりの活動を広報紙での特集や連載紹介、ホームページや印刷物等を使って、広く市民に紹介します。
- 本市の良好な景観資源や風景を知ってもらい、景観まちづくりへの理解を生み出していくツールとして、交野景観ガイドブック等を作成します。

○景観まちづくりのための担い手を育てる

- 子どもたちや学生が交野の景観について学び、知るための景観教育に取り組むとともに、普及・啓発のためのツールづくりに取り組めます。
- 市民や事業者が景観を知る、学ぶことができる機会づくり（景観ウォッチングや地域のご自慢マップづくり等）の取組を支援します。
- 市民や事業者の機会づくりのための取組等の企画、取組運営を「かたの景観まちづくり会議」が主体となって取り組めます。また、こうした取組の企画、運営に参加する市民や事業者が、地域での景観まちづくりの担い手となるよう、情報交流や活動支援を展開していきます。

○景観まちづくりに向けて情報を共有・発信する

- 市民、事業者、行政が景観まちづくりのために、意識を共有し交流する取組として、シンポジウムやフォーラムを開催します。

2) 景観まちづくりの取組を促す「誘導」

- ・ 市民や事業者が積極的に景観まちづくりに取り組むことができるように、景観まちづくり意欲を高めるような誘導の仕組みを整えます。景観まちづくりが具体化しつつある地域や地区に対して、専門家派遣等の支援を行うなど、積極的な支援を行います。

○景観まちづくり協定及び景観協定の締結を促進する

- ・ 「景観まちづくり協定」及び「景観協定」の締結を促進するため、市民主体による、まちなみ景観形成のルールづくりの取組に係る支援を行います。また、取組主体の要請により、景観まちづくりの専門家を派遣します。

○「交野まちなみ景観賞」による表彰制度を創設する

- ・ 市民や事業者による景観まちづくり活動において取り組まれた活動やその活動により美しくしつらえたまちなみや、優れたデザインにより建設された建物などを対象にした表彰制度として、「交野まちなみ景観賞」を創設します。この制度は、市民や事業者からの推薦を募り、優れた案件に対して表彰を行うものです。こうした表彰制度により、景観まちづくりへの意識の醸成と、景観形成の促進を図ります。

○公共事業による景観形成を進める

- ・ 公共事業は一般的に規模が大きく、景観に与える影響が高い施設です。景観形成を先導する役割もあることから、景観形成に重要な公共施設の整備に関する事項を定め、より積極的な景観形成を図ります。

3) 景観形成を担保する「規制」

- ・ 交野の景観の良さを守っていくために、最低限必要となる事項を「規制」として定めます。

○大規模建築物等の景観形成基準を運用する

- ・ 「交野市景観まちづくり条例」を改正し、景観法に基づく大規模建築物等の景観形成基準を定めて運用します。

○景観等形成重点地区の指定を進める

- ・ 景観形成に向けた取組の熟度が高まった地区や合意形成が図られる地区に対して、重点的に景観形成を図る地区として「景観等形成重点地区」を指定します。より積極的な担保を行う場合には、都市計画法や景観法に基づく仕組みを活用し、法令による地区指定を行います。
- ・ 地区指定以降も継続的なまちづくりが進められるように、取組状況に応じた支援等を行います。



○景観等形成建築物・景観重要建造物、景観重要樹木等の指定を進める

- ・ 地域の自然、歴史、文化などからみて、外観に景観上の特徴があり、良好な景観を形成していくために重要な建築物や、地域のシンボルとして親しまれ、景観形成を先導する役割を果たしている建築物について、建物所有者や地権者の同意のもとで指定を行い、保全を図ります。

○屋外広告物規制による景観形成を進める

- ・屋外広告物は、必要な情報提供やまちのにぎわいや活力をもたらす役割を持つと同時に、まちの景観の重要な要素です。屋外広告物の掲出にあたっては、市民、事業者、行政の協力のもと、美しいまちなみ、沿道景観の創出に向けて、建築物や工作物と併せて一体的な景観形成に取り組んでいきます。

景観施策の枠組み

	景観への意識を高める「啓発」	景観まちづくりの取組を促す「誘導」	景観形成を担保する「規制」
	意識啓発と担い手づくり	取組意欲を引き出すしかけと支援	行為の制限
全市レベル 	○景観まちづくりに向けた情報発信	○公共事業による景観形成（魅力的な景観形成を先導） ○「かたのまちなみ景観賞」による表彰制度の創設	○大規模建築物等の景観誘導（景観法に基づく条例による建築物、工作物、開発行為等の行為制限） ○屋外広告物規制による景観誘導（屋外広告物条例による広告物の規制誘導）
地区レベル 	○景観まちづくりのための担い手育成	○景観等形成重点地区の指定に向けた取組支援 ○景観まちづくり協定・景観協定の締結に向けた取組支援 ○景観まちづくりの専門家派遣	○景観等形成重点地区の指定（景観法に基づく条例による建築物、工作物、開発行為等の行為制限）
個別敷地レベル	○景観への理解を高める啓発活動		○景観等形成建築物・景観重要建造物等の指定

(2) 景観まちづくりに向けた推進体制

○市民活動団体やNPO法人と連携する

- 市域において景観まちづくりに関係する取組を実施している市民団体やNPO法人⁹等との協働の取組を積極的に行います。また、これから活動を始めようと考えている団体等のために、気軽に情報収集や相談等ができる窓口等を設けます。

○近隣自治体と連携する

- 近隣自治体との情報交流に努めるほか、市域界付近の公共施設整備に関する景観形成上の調整を図ります。

○景観まちづくりの総合的な推進に向けて関連部署と連携する

- 市民や事業者が取り組む景観まちづくりへの活動を促進し総合的に支援を図るために、都市計画や開発等を所管する部局、農地や山林及び市域の環境を所管する部局、生涯学習や学校教育等を所管する部局及び、市民活動や広報等情報発信を所管する部局など、関連する部署との円滑な情報交換や連携による取組を推進します。

5-4 景観計画の区域

計画の対象区域

市全域を計画の対象とし、景観法に基づく景観計画区域とします。

5-5 大規模建築物等の景観誘導

(1) 大規模建築物等の景観誘導の考え方

大規模建築物等は、山なみや周辺景観に大きな影響を及ぼします。建築物の配置、規模、意匠、材質、色彩については、周辺地域の状況や特性に配慮し、周辺景観と調和のとれたものにする必要があります。

(2) 建築物等の景観形成基準

1) 届出対象行為

- ・ 景観計画区域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

行為の種別	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さが 12m 以上、または地上 4 階以上（地階を除く）のもの ・ 建築面積が 300 m² 以上のもの <p>ただし、以下に該当するものは、交野市デザイン委員会において検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さが 18m 以上、または地上 6 階以上（地階を除く）のもの ・ 建築面積が 1000 m² 以上のもの

2) 景観形成基準

	対象	景観形成基準（大規模建築物誘導基準）
敷地	空地の配置・意匠	・ まちなみにゆとりとuringおいを創出するよう工夫する。
	敷ぎわの形態・意匠	・ 周辺のまちなみや山なみに配慮し、敷ぎわに緑を適切に配置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を踏まえ、敷地や建築物の見え方に配慮する。
	屋外付帯施設	・ 周辺環境を阻害せず、建築物や周辺のまちなみとの調和に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽などにより修景し、又は建築物若しくは塀と一体化するなどにより、目立たないような工夫をする。
建築物	建築物の形態・意匠	・ 地域の特性を踏まえ、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体として、まとまりや表情を持つ工夫をする。
	低層部の形態・意匠	・ 周辺のまちなみとの連続性を出す工夫をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に面する外壁の後退により、快適でゆとりのある空間を創出する工夫をする。
	バルコニー・屋外階段の意匠	・ バルコニーは、繁雑に見えない工夫をし、まちなみに配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外階段は、建築物との調和に配慮する。

	外壁の材料・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を踏まえ、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 ・時間の経過によって劣化しにくい材質を用いるよう努める。 ・色彩は＊別表の色票を参考にすること。
付帯設備等	屋上付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・目立たないよう配置・意匠を工夫する。 ・高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、目立たないような工夫をする。 ・屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、目立たないような工夫をする。
	外壁付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物との調和に配慮し、配置・意匠を工夫する。 ・エアコンの室外機は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、または、建築物と一体化する等により、目立たないような工夫をする。
緑化	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑と連続性をもたせ、地域の特性に応じた緑の演出を工夫する。 ・豊かな緑を維持するために、あらかじめ樹木の成長や管理方法を考えて計画する。
屋外広告物	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の形態意匠や規模を考慮し、必要最小限の大きさ個数とする。 ・建築物又は設置する場所と一体的なデザインを施す。 ・建築物の外壁に調和し、安全で耐久性のある材質を使用する。 ・複数設置する場合は、統一感を持たせること。 ・表示する情報量の整理に努める。 ・色数は極力少なくし、色彩はコントラストの強い配色を避ける工夫をする。 ・夜間景観に配慮し、照明の数量や光源の見え方にも配慮する。 ・原則として、掲出する広告物は自家用とする。

(3) 工作物の景観形成基準

1) 届出対象行為

- ・ 景観計画区域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

行為の種別	対象規模
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 12m 以上のもの ・ 築造面積が 300 m² 以上のもの ※
<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ○ その他の工作物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 12m 以上のもの ※

※ただし、高さが 18 m 以上のものは、交野市デザイン委員会において検討するものとする。

<注> 「工作物」とは、土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので、次のものをいう。

- ・ 煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・ 橋りょう、高架道路高架鉄道、その他これらに類するもの
- ・ 製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・ 野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
- ・ 道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（道路又は公園の管理者が設置するものを除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメントその他これらに類するもの
- ・ 擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・ 垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
- ・ 駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・ 装飾灯、記念塔、アンテナ等（高さが 4メートル以下のものを除く。）

2) 景観形成基準

対象	景観形成基準
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を踏まえ、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 ・ 全体として、まとまりや表情を持つ工夫をする。
外観の材料・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を踏まえ、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 ・ 色彩は*別表の色票を参考にすること。
敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内には緑を適切に配置する。 ・ 山なみの緑に配慮し、敷ぎわに緑を適切に配置する。

(4) 土地の現状変更行為の景観形成基準

1) 届出対象行為

- ・ 景観計画区域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

行為の種別	対象規模
土地の区画形質の変更、土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採、木竹の伐採	500 m ² 以上の行為

2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none">・ 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。・ 行為の結果生じた法面はゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を行う。・ 擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。・ 計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、計画にいかす。・ 土砂の採取、鉱物の掘採、木竹の伐採等は、道路等の公共の場所から目立たない位置及び規模とする。・ 土砂の堆積や物品の集積または、貯蔵の際は、周囲から見えないように高さを抑え、行為地周辺に連続した緑化を行い遮蔽する。

5-6 景観等形成重点地区の指定の方針

○景観等形成重点地区の指定の方針

- ・ 景観形成に向けた取組の熟度が高まった地区や合意形成が図られる地区について、下記の考え方にに基づき、重点的に景観形成を図る地域として「景観等形成重点地区」を指定します。なお、さらに積極的な景観形成が必要となる地区においては、地区関係者の合意のもと、景観法に基づく地区に指定します。

- ①交野らしい良好な景観の特徴を有する地域
- ②交野の顔となる場所において、施策上又は先導的効果が高い場所
- ③良好な景観を形成する上で、重点的に景観形成を図る必要があると認められる地域

5-7 景観資源の保全と活用の方針

○景観重要建造物の指定の方針

- ・ 公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する建造物について、所有者の意見を聴き、合意を得たうえで、景観重要建造物として指定します。

- ①地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ②形態意匠に一定の様式美があり、地域のシンボルとして親しまれている建造物
- ③地域の景観形成を先導する役割を果たしている建造物

○景観重要樹木の指定の方針

- ・ 公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する樹木について、所有者の意見を聴き、合意を得たうえで、景観重要樹木として指定します。

- ①地域の歴史・文化的な資産として、価値がある樹木もしくは樹木群
- ②地域のシンボルとして親しまれ、地域の景観を特徴づけている樹木もしくは樹木群

5-8 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する方針

○屋外広告物の表示および掲出に関する基本事項

- ・ 景観計画区域においては、当該区域の景観形成方針に基づき、幹線道路沿道や山なみへの眺めに対して重要な配慮を要する屋外広告物について、その表示および、掲出物件の設置に関する規制誘導の方針について検討します。
- ・ 幹線道路沿道においては、沿道のまちなみや農地などの今ある景観との調和に配慮し、建植広告物等の屋外広告物の表示および掲出に対して規制・誘導を行います。

5-9 公共施設による景観形成

○良好な景観の形成に重要な公共施設の整備に関する事項

- 景観計画区域内の道路、河川、都市公園などの公共施設は、まちの骨格を形成し、良好な景観の形成に重要な施設であることから、景観形成に重要な公共施設について整備に関する事項を定めます。

別表) 外観または外壁色彩 参考色票

	無彩色	赤 1R~3R未満	黄赤 9R~7YR未満	黄 7YR~3Y未満	黄緑 9Y~8GY未満	緑 8GY~2.5BG未満	青緑 2.5BG~2B未満	青 2B~4PB 4PB~3P	青紫 3P~3P	赤紫 9P~1R
背景色										
建築物等の屋根	N5		5YR5/2 2.5YR4/2 5YR3/1	7.5YR4/1 2.5Y6.5/1.5 2.5Y3/2	5GY3/2	10GY4/2	2.5PB4/1			
	N4									
建築物等の壁 ・門扉等 ・塀、擁壁等	N6			7.5YR6/2 7.5YR6/1 2.5Y5.5/2 5Y6/1	10Y7/2					
	N5			2.5YR6/2 2.5YR6/1 5YR5/1						
市街地	N8									
	N7		2.5R7/1 7.5R6/2	5YR8/1 2.5Y7/1 5Y7/2	10Y7/2 5Y8/1 5Y8/2 10Y7/1 5Y8.5/1 7.5Y8/1 7.5Y8/2	2.5G7/1	10BG8/1	5B7/1 7.5PB7/1		
舗装 ・玄関アプローチ ・駐車場等 ・敷きわ	N9			5YR9/1 5YR6/6 2.5YR5/4	7.5Y9/2 2.5Y8/5 10YR4/4 7.5Y6/3	10GY5/3	7.5BG6/2	7.5B5/4 5PB6/4		
	N1									
その他 ・鉄塔、電柱、照明柱の類 ・柵等 ・電話ボックス 他	N7		5R5/3 7.5R4/1	10R6/1 5YR5/4 2.5YR4/1	10Y7/2 2.5Y7/4 10YR5/3 5Y5/1	5G5/2				
	N4									
	N8		7.5R4/1	2.5YR6/1 5YR4/2	10Y5/1 7.5Y3/2 10Y5/1 7.5Y3/2	10GY5/1	2.5BG6/1	2.5B5/1 5PB5/1		

※ 色票の下の記号は、JIS修正マンセル基色系による色の近似値。
 ※ この一覧表には伝統的な自然素材の色は含めていない。原則として、
 伝統的な自然素材の色は望ましい色にかなうものとする。